

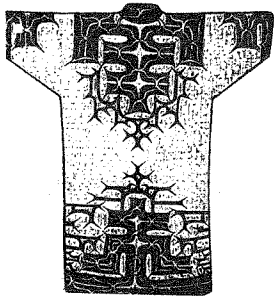
第4節 川村カネトの活躍

—「三信鉄道工事」とアイヌ民族の誇り—

ねらい

「アイヌ」は、アイヌ語で「人間」を意味します。アイヌの人々は、狩猟・採取・漁労を中心とした生業を営む中で、独特の文化を育んできました。下に示したようなアイヌ文様に示される独自の芸術性や、ユーカラをはじめとする口承文芸などの文化遺産は、自然との関わりの中で生まれた豊かな知恵と共に、人々が共有する財産でもあります。しかし、アイヌの人々はアイヌ民族であることを理由に、結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも苦しめられてきました。

ここでは、信州の三信鉄道敷設工事に活躍したアイヌ民族技師「川村カネト」の生涯を取り上げ、アイヌの人たちの歴史、文化についての関心を一層高め、その正しい理解を促進する一助にすることをねらいとしています。

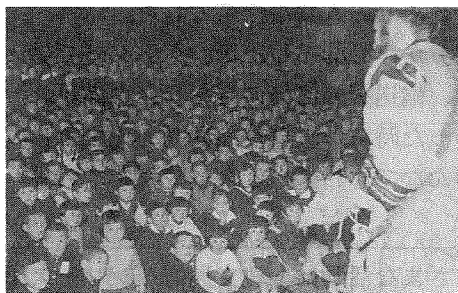


準備

「北海道旧土人保護法」、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）
「アイヌ文様刺繍の心」（チカップ美恵子著：岩波ブックレット）
「いま、「アイヌ新法」を考える」（山川 力著：未来社）

展開

- 1 「北海道旧土人保護法」を提示し、この法律がいつまで機能していたかを話し合い、アイヌ民族が長い間「土人法」の名のもとに苦しめられてきた事実を知る。
- 2 93年から取り組まれた「国際先住民年」や、国際的な人権の高まりの中で「アイヌ文化振興法」が成立したことを考える。
- 3 川村カネト氏やチカップ恵美子氏の、アイヌ民族としての生き方を考え、自分の生き方を見返す中で、自尊感情を持つことの大切さや、異民族や異文化を理解し、共に生きる共生社会について考える。



発展

「単一民族国家」論などの日本人の意識を考え、沖縄県民や、在日している多くの外国人や異民族について考える。

(同和教育つうしん H.10.11.30第19号より)

アイヌ民族の誇り ―川村カネトの、信州での活躍―〔教材2―4〕

国鉄（現在のJR）飯田線の「天竜峡」から「三河川合」の部分を実は三信鉄道としました。三信鉄道は昭和12年7月に開通しました。

鉄道開通報告書には「もっとも困難を感じたるは、天竜川に沿い、線路を決定すべく限定せられたため、断崖絶壁の中腹を通過するの、止むを得ざるを以て…」と述べられ、いかに敷設の道が険しかったかを知ることができます。さらに報告書は、「北海道旭川付近に居住し、鉄道測量に熟練せるアイヌ民族十数名を招致した」と述べています。そのアイヌ民族測量者たちの引率者が川村カネトでした。



カネトは北海道の上川第三尋常高等小学校に入学しましたが、後に「入学と同時にアイヌ民族に対する軽蔑、愚弄との闘いだった。」と語ったように、差別と迫害の厳しい日々を送ったのです。卒業後、カネトは鉄道の測量作業員として奉職しましたが、ここでも内地人（日本人）の日給25銭に対し、アイヌ民族は15銭という差別待遇に合いました。宗谷線での測量は、巨大なヒグマとの戦いの連続というきわめて過酷でした。働きながら勉強し、鉄道雇用員試験に合格したカネトは「アイヌのくせに」「アイヌなどには使われたくない」という反発にも直面しました。

昭和5年、断崖が続く天竜峡の測量をやり遂げたカネトは、仕事ぶりを見込まれ現場監督を任せられたのですが、トンネル内部の、湧水や落盤した箇所をコンクリートで巻く工事において、落盤した穴の表面だけをコンクリートで巻いて済ませようとする作業員に対しやり直しを命じることもありました。アイヌ民族に使われているという不満のあった作業員たちは、難工事の連続での不満も高じてカネトを穴に押し込めコンクリートで埋めようとしたこともありました。しかし、カネトはひるむことなく作業員たちを説得しようしました。この事件を機に、作業員たちは心から尊敬するようになったといいます。昭和7年、三信鉄道の「天竜峡」から「門島」間が開通すると、カネトは北海道に帰りました。

晩年、旭川の近くに創設したカネト記念館を中心に活躍したカネトは、「アイヌ民族というものを知ってもらいたい。北海道の開拓に努力をしてきた。そのアイヌの子ども子孫を、いまだに差別し、罵るとはどういうことか。アイヌの本当の歴史や姿を知ってほしい」と語っています。川村カネトは昭和52年にその生涯を閉じました。

資料

① 北海道旧土人保護法〔1899年（明治32）3月2日制定された法律。以後98年間この法律は機能していた。〕

- ・アイヌ民族に対し、保護することを前提に、最終的な同化を目的として、実質的に農耕を強制した法律。その結果、アイヌの人々の生活を支えてきた鮭漁や鹿猟が制限されたり禁止された。また、アイヌ語の使用を含め、伝統的な生活慣行の保持が制限された。このため、アイヌの人々の伝統的な社会や文化は大きな打撃を受けることとなり、法的には等しい国民でありながらも実際には差別を受け、生活は貧窮を余儀なくされた。

<条文例>

- ・第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り、無償下付スルコトヲ得
- ② アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）（1997年（平成9）5月14日公布）

【目的】

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌの文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌの文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

【国及び地方公共団体の責務】

第三条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌ文化の伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研修の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、当該地域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の充実に努めなければならない。 地方改善対策提要（厚生省）より

【参考】

北海道旧土人保護法（明治三二・三・二 法 二 七）

施行 明治三二・四・一

改正 大正八法六、昭和一二法一七、昭和二二法二九、昭和四三法九四

第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第二条 前条ニ依ル下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ従ウヘキモノトス

一 相続ニ因ルノ外讓渡スルコトヲ得ス

二 質權抵当權地上權又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス

三 北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス

四 留置權先取得權ノ目的トナルコトナシ

② 第三条ノ規定ニ依ル没収ヲ受クルコトナキニ至リタル土地ニ付テハ前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ讓渡又ハ物件ノ設定行為ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ但シ相続以外ノ原因ニ因ル所有權ノ移轉アリタル後ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二条ノ二 削除

第三条 第一条ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シテ十五箇年ヲ経ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ没収ス

第四条乃至第六条 削除

第七条 北海道旧土人ノ保護ノ為必要アルトキハ之ニ関スル施設ヲ為シ又ハ施設ヲ為ス者ニ対シ補助ヲ為スコトヲ得

第八条 前条ニ要スル費用ハ北海道旧土人共有財産ノ収益ヲ以テ之ニ充ツ若シ不足アルトキハ国库ヨリ之ヲ支出ス

第九条 削除

第十条 北海道長官ハ北海道旧土人共有財産ヲ管理スルコトヲ得

② 北海道長官ハ共有者ノ利益ノ為ニ共有財産ノ処分ヲ為シ又必要ト認ムルトキハ其ノ分割ヲ拒ムコトヲ得

③ 北海道長官ノ管理スル共有財産ハ北海道長官之ヲ指定ス

第十一条 削除

付 則

第十二条 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十三条 此ノ法律ハ施行ニ関スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

付 則（大正八法六）

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

付 則（昭和十二法二十一）

① 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム〔昭和十二年勅令第二七八号で同年七月から施行〕

② 従前ノ規定ニ依リ設ケタル小学校ハ其ノ必要アルモノニ限り当分ノ内国庫ノ費用ヲ以テ之ヲ存知スルコトヲ得

③ 旭川市旧土人保護処分法〔昭和九年法律第九号〕第二条中「北海道旧土人保護法第二条第一項」ヲ「北海道旧土人保護法第二条」ニ改ム

付 則（昭和一一法一七）抄

第四十三条 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。〔昭和二一年勅令第四三七号で同年一〇月から施行〕

付 則（昭和二二法二九）抄

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

付 則（昭和四三法九四）

1 この法律は、公布の日〔昭和四三年六月〕から施行する。

北海道旧土人保護法施行規則（明治三一・四・八 内令 五）

施行 昭和一二・七・一（付則参照）

改正 明治三九内令一四、昭和一二内令二七

第一条 北海道旧土人保護法第一条乃至七条ノ三ノ規定ニ依ル下付、給与又ハ補助ヲ受ケントスル者ハ北海道庁長官ニ願出ツ可シ

第二条 北海道旧土人全体ノ共有財産ノ収益ハ旧土人全体ノ為ニ旧土人一部ノ共有財産ノ収益ハ其ノ部内ノ旧土人ノ為ニ之ヲ充用ス可シ但共有財産ノ性質上其ノ費途ノ目的ヲ限ラレタルモノハ他ノ目的ノ為ニ其ノ収益ヲ充用スルを得ス

第三条 北海道旧土人保護法付則第二項ノ規定ニ依リ存置スベキ小学校ハ北海道庁長官之ヲ定ム

第四条 前数条ノ外北海道旧土人保護法ノ施行ニ必要ナル細則ハ北海道庁長官之ヲ定ム

付 則（昭和一二内令二七）

本令ハ昭和十二年法律第二十一号施行ノ日〔昭和一二一年七月一日〕より之ヲ施行ス

「北海道旧土人保護法」なるものが、明治憲法下の帝国議会で可決、施行されてから、大正、昭和、平成と九十年を越える長きにわたって存在していた事実を確認したい。

3月の日は既に暮れかかり、民宿に灯された明かりが周囲の残雪を赤く照らす。外からも温かさを感じられる「チセ」、その民宿の玄関を入るとオーナーのKさんご夫妻に「お帰りなさい」と迎えられ、私は「オッカヨウ」という部屋に案内された。アイヌ語で「チセ」は家、「オッカヨウ」は「男性」と言う意味だという。夕食の献立の一つ、鹿汁は美味であった。すぐ裏庭までやって来るといふ鹿の肉と、緑美しく仕上げられた乾燥ニリンソウがたっぷり入っていた。アイヌの人達はニリンソウやウバユリの塊根などを保存食としてよく利用するという。民宿の居間で夜遅くまでいろいろなお話を伺うことができた。

Kさんご夫妻は、いわゆる私がイメージとしてもっていた「アイヌの人」という感じはなかったが、奥さんのかつえさんが「私のおばあちゃんは、まだ入れ墨をしていましたよ。」と語ってくださったことで、今、アイヌの人達のど真ん中にいるという実感がわいてきた。入れ墨は女性が一人前になったときに、麻酔もなしで行うこと、仕上げまでに3年もかかること、口の周りだけではなく手の甲にも施すことなども語ってくれた。あまりの痛さに3年という時間を費やすのだろうか。

明治2年、「蝦夷地」から「北海道」へ、そして明治4年日本の戸籍法が制定され「アイヌ人も平民に組み入れる」という日本の（日本とは言わず和人と言われたのが印象深い）政策により、アイヌ民族独特の風習として受け継がれて来た入れ墨の習慣や耳環、教育現場でのアイヌ語の使用までも禁止され、和人への同化が計られてきた。アイヌの人々が築いた生活基盤へ後から入り込んだ和人が、彼等に和人的姓名まで強制したという。それらの同化対策が残念ながら功を奏し、現在ではアイヌ語で自由に会話出来る人はごくわずかになってしまったという。それまで、自然の恵みを大切にしながら必要最低限の鮭や鹿などを捕って食料にして生きて来た人々が、和人の流入と共にそれらの獲物が著しく乱獲されてしまった。その上、アイヌの人々の狩猟が厳しく規制されて極度の食料不足に襲われ、多くの餓死者も出たとも聞いた。明治11年、未開の土着民の意味で「旧土人」という侮辱的呼称に統一され、平成9年の「アイヌ新法」成立までその呼称が残されてきたのです。

夜遅く、近所の方が二人訪れて来た。まるで自分の家に帰って来たかのように、そして迎える方もそうだった。「お帰りなさい」の思想（みんな家族）で生きているのだ。一人は、まるで絵葉書の中から抜け出して来たのかと思われるおじいちゃん。彫りの深いたくましい表情、豊かな髭、物静かな振る舞い、そんな方に会うことができ、しかも同じ部屋にいる。それだけでも感動を覚えた。もう一方の女性は、かつえさんの生徒さんらしく、アイヌの人々の伝統芸術の一つ、刺繍の手ほどきを受けに来たようだ。傍らにいた私にも刺繍の説明があった。アイヌの人々の守り神であるフクロウをモチーフにしていることや、

魔よけの意味をもち、燃える命の証しとして必ず赤い布を使うこと、母から娘へと伝えられて来たことなどを。居間に掛けてあったアイヌの晴れ着「カパラミブ」もかつえさんの手によるもので、そこにも赤い布が用いられていた。アイヌ民族資料館にもかつえさんの手による「カパラミブ」が展示してあるという。居間にあった大切な晴れ着を着て、アイヌの人々には欠かせないはちまき「マタンブシ」をして記念写真を撮らせて戴いた。

テレビでパラリンピックの開催を盛んにPRしていたので、つけて行ったピンバッチを外してお土産にした。居間のテーブルの上に1ミリにも満たないような針目で手掛けてあった「切り伏せ」手法の作品があるのを目にした。かつえさんが目下手掛けていたテーブルセンターだった。それを是非戴きたい旨を告げると、出来上がり次第送ってくださるとのこと。(一週間後、手元に着いた) 最高の思いでづくりができた。

アイヌ文化の歴史を聞くなかで全く予期していなかったことがいくつかあった。「文字」がなかったため、あらゆることは語り伝え(口承文化)によったということ。墓参りという習慣が無く、次の人が亡くなるまで墓へは行かないということ。埋葬のために墓へ行く前に埋葬された人が、「アイヌ人研究」の名目で掘り出され、墓には何も残っていないことがよくあるということ。

そして今、激減したアイヌの人々は自らの音楽・舞踊・工芸等の文化をしっかりと守り、それを後世に伝えて行くことに目覚め、そのために民族文化芸能伝習の「生活館」をつくり頑張っているという。そして、ローマ字などを利用したアイヌ語の記録をし、自然と共に生きて来たアイヌ民族の心を残していこうとする動きが渦巻きつつあるということも。

長野へも何度かおいでになったことがあるという「チセ」のオーナーの、「行ってらっしゃい。」の声に「お世話になりました。行って参ります。」と分かれのご挨拶を交わした。

アイヌ民族にふれて

「日本は単一民族の国」……こんな誤りは恥ずかしい。「人間」と言う意味の「アイヌ」。北海道の自然や風土のなかで敬虔な生き方をしながら、人間と自然との調和について大きな示唆を与えてくれるアイヌ民族。その民族を同化し、民族としての誇りや文化までも同化しようとした和人。過去におけるその過ちを正面から受け止め、特有の文化をもつ独立の民族としてアイヌの人々の存在を意識しながら、その地の歴史文化の根底を築いたアイヌの人々の人権を確立しなければならない。そして今こそ、自然と人間の調和の在り方について、かれらの生き方から学ばなければいけないときではなからうか。

アイヌ人と和人とのかやり取りに「アイヌ勘定」と言う言葉が残っているという。「始まり、1、2、……真ん中、6、7……10、終わり」というような不正な数え方をアイヌの人々に教え、和人がアイヌの交易品を詐欺したにもかかわらず、アイヌ民族を愚弄したような偏見も残っていると聞いた。

大気と人の心まで揺るがすようなムックリ(口琴)の音が、今も耳の奥に響く……。